

次の項目で当てはまるものについて、各受付窓口で手続きをお願いします。

対象者の状況によっては、「必要なもの」で示すもの以外のものを求めることがあります。

担当課に「支所」の記載がある手続きは、両支所でも行うことができます。

転出

R6.2 作成

	該当	完了	当てはまる方はいますか？	手続き	必要なもの	担当課		
住民登録等			印鑑登録をしている方	<input type="checkbox"/> カードの返還 ※ 転出予定日で登録廃止になります。	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証	市民生活課 (本庁1階)	住民係 ③窓口 ☎ 63-4038	支所
			国外へ転出する方	<input type="checkbox"/> 通知カードの返還 <input type="checkbox"/> 国外転出により返納した旨の記載	<input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> マイナンバーカード		住民係 ④窓口 ☎ 63-4038	
			戸籍について相談したい方	<input type="checkbox"/> 転籍届、婚姻届、離婚届など	※ 詳しくは担当課へお問い合わせください。			
税金			原動機付自転車（125cc以下）または小型特殊自動車（農耕車など）を所有している方	<input type="checkbox"/> 名義変更または抹消登録（廃車）	<input type="checkbox"/> 本人確認書類（マイナンバーカード等） <input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 車体の情報が分かるもの（標識交付証明書等）	税務課 (本庁1階)	課税係 ⑦窓口 ☎ 63-4031	支所
			軽自動車（三輪・四輪）を所有している方	<input type="checkbox"/> 名義変更または抹消登録（住所変更手続き）	転出先の都道府県の軽自動車協会 鹿児島県の場合は、軽自動車協会鹿児島事務所 所在地 鹿児島市谷山港2丁目4番42号 連絡先 ☎ 099-261-4011			
			125ccを超える二輪車を所有している方	<input type="checkbox"/> 名義変更または抹消登録（住所変更手続き）	転出先の都道府県の運輸支局 鹿児島県の場合は、鹿児島運輸支局 所在地 鹿児島市谷山港2丁目4番地1 連絡先 ☎ 050-5540-2089			
国民健康保険等・国民年金			国民年金第1号被保険者で国外へ転出する方	<input type="checkbox"/> 資格喪失届 <input type="checkbox"/> 任意加入手続き（希望する場合のみ）	<input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳（加入者） <input type="checkbox"/> 金融機関への届出印	市民生活課 (本庁1階)	保険年金係 ⑤窓口 ☎ 63-4041	支所
			国民健康保険の被保険者	<input type="checkbox"/> 被保険者証の返還 【就学のため転出する方】 <input type="checkbox"/> 引き続き出水市の被保険者証を使う手続き	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 在学証明書または学生証		保険年金係 ⑥窓口 ☎ 63-4041	
			後期高齢者医療保険の被保険者	<input type="checkbox"/> 被保険者証の返還 ※ 県外に転出する方には、「負担区分証明書」を交付しますので新住所地に提出してください。65歳以上で障害認定を受けている方には、「障害認定証明書」も交付します。	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 施設等の入居証明書			
				<input type="checkbox"/> 被保険者証の返還 ※ 県外に転出する方には、「負担区分証明書」を交付しますので新住所地に提出してください。65歳以上で障害認定を受けている方には、「障害認定証明書」も交付します。	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証			
介護保険			65歳以上の方	<input type="checkbox"/> 被保険者証の返還	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	いきいき長寿課 (本庁1階)	介護保険係 ⑩窓口 ☎ 63-4049	支所
			介護認定を受けている方	<input type="checkbox"/> 被保険者証の返還 <input type="checkbox"/> 負担割合証の返還 <input type="checkbox"/> 負担限度額認定証の返還（認定を受けている方） ※ 「介護保険受給資格証明書」を交付しますので新住所地に提出してください。 【他市町村の住所地特例施設に入所される方】 <input type="checkbox"/> 住所地特例適用届	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証			
障がい福祉			重度心身障害者医療費助成金を受給している方	<input type="checkbox"/> 資格者証の返還	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費助成金受給資格者証	福祉課 (本庁1階)	障害福祉係 ⑫窓口 ☎ 63-4045	支所
			特別児童扶養手当を受給している方	<input type="checkbox"/> 氏名住所変更届	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 ※ 詳しくは担当課へお問い合わせください。			
			特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している方	<input type="checkbox"/> 未支払手当請求	※ 詳しくは担当課へお問い合わせください。			
			障害福祉サービスを受けている方	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証の返還				
子ども関係			妊娠している方または乳幼児の子どもがいる方	※ 本市の「妊産婦・乳児一般健康診査受診券」および「妊婦歯科健康診査受診券」は新住所地では使用できません。新住所地で手続きをしてください。	※ 詳しくは担当課へお問い合わせください。	健康増進課 (出水保健センター)	母子保健係 ☎ 63-2143	—
			児童手当の受給者 (子どもだけが転出する場合を含み、公務員を除く。)	【全員で転出する場合】 <input type="checkbox"/> 児童手当受給事由消滅届 【子どもだけが転出する場合】 <input type="checkbox"/> 児童手当額改定届 <input type="checkbox"/> 児童手当の別居監護申立	※ 子どもだけが転出する場合は担当課へお問い合わせください。 (必要なものがそろっていても窓口へお立ち寄りください。)	子ども課 (本庁1階)	こども福祉係 ⑧窓口 ☎ 63-4047	支所
			子ども医療費助成金の受給資格者 (子どもだけが転出する場合も含む。)	<input type="checkbox"/> 受給資格者証の返還 <input type="checkbox"/> 子ども医療費助成金受給資格喪失届	<input type="checkbox"/> 子ども医療費助成金受給資格者証 ※ 子どもだけが転出する場合は、担当課へお問い合わせください。			
			ひとり親家庭等に該当する方	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当の住所変更 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給資格者証の返還・資格喪失届	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給資格者証 ※ 詳しくは担当課へお問い合わせください。			
			幼稚園・保育所・認定こども園（保育部分）に在籍している子どもがいる方	<input type="checkbox"/> 退所手続き	※ 詳しくは担当課へお問い合わせください。			

	該当	完了	当てはまる方はいますか？	手続き	必要なもの	担当課		
子ども関係			放課後児童クラブ・障害児放課後児童クラブに在籍している子どもがいる方	<input type="checkbox"/> 退会手続き	※ 詳しくは担当課へお問い合わせください。	こども課 (本庁 1 階)	こども施設係 ⑧窓口 ☎63-4800	支所
			公立小学生・中学校に在籍している子どもがいる方	<input type="checkbox"/> 転校手続き	※ 今までの学校で「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」を受け取り、転出先の学校へ提出してください。	学校教育課 (本庁 4 階)	学校教育係 ⑥窓口 ☎ 63-4079	—
住宅			市営住宅から退去する方	<input type="checkbox"/> 退去手続き	※ 詳しくは担当課へお問い合わせください。	建築住宅課 (本庁 2 階)	住宅政策係 ⑩窓口 ☎ 63-4066	—
			今までのお住まい（持ち家）が空き家になる方		※ 詳しくは担当課へお問い合わせください。			
水道			水道（および下水道）の使用の中止	<input type="checkbox"/> 閉栓	※ 詳しくは担当課へお問い合わせください。	上下水道課 (本庁 2 階)	業務係 ①窓口 ☎ 63-4082	支所
その他			犬を飼っている方		※ 転出時は手続き不要です。出水市の「犬鑑札」を持って、新住所地で登録事項変更の手続きをしてください。	生活環境課 (本庁 1 階)	生活環境係 ⑦窓口 ☎ 63-4042	支所

転出届 手続きチェックシート

他の市町村へ引越しされる方へ

- ※ 新しい住所に住み始める前後それぞれ14日間で受け付けています。
- ※ 転出後、14日以内に転入先の市町村に転入を届け出てください。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所での手続きの際は本人確認をします。
本人確認書類（原本）の提示をお願いします。

【1点で本人確認できるもの】

官公署が発行した顔写真付きの身分証明書（有効期間内のものに限る。）
（例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など）

【確認に2点が必要なもの】

（例：健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、学生証など）

出水市役所

本庁

〒 899-0292 鹿児島県出水市緑町 1 番3号
【代表電話番号】 0996-63-2111

高尾野支所

〒 899-0492 鹿児島県出水市高尾野町大久保 7 番地

野田支所

〒 899-0501 鹿児島県出水市野田町上名6034番地1

開庁時間

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の開庁日はお休みです。)

※代理人の方が手続きをするときは

- ① 代理人の方について本人確認をします。
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等で確認します。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の個人番号を提示していただきます。

関連する手続きは内側をご覧ください